

令和6年あきる野市農業委員会 4月総会議事録

令和6年4月25日（木）午後1時30分、令和6年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美
東京都農地中間管理機構 大森継之助

報告

第1号報告 職員の解任及び任命について

議事日程

第1号議案 農業委員の辞任について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第3号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

第5号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

開会 午後1時25分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻より少し早いのですが、皆さまお揃いですので、これより令和6年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。新年度となり本日の第1号報告で職員の解任及び任命についてございますが、事務局が新しい体制となります。報告後改めてご挨拶させていただきますが、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。それでは初めに、甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。天気も今日は良くなりまして、昨日まであんなにぐずついていた、せっかくのお天気の日午後、皆さんお忙しいところ来ていただいて、本当にありがとうございます。それで気候が急に変わったりしますので、野菜なんかも随分厳しいんですけど、人間の方も体調を崩す人がかなり出ているということです。ぜひ気を付けていただきたいと思います。また今、お話がありましたように、新体制と言いますか、3人が異動になりましたので、皆さんのご協力をいただきまして、スムーズに農業委員会が進みますよう、よろしくお願いいたします。今日は議案も多いので、早速始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、4月17日に瑞穂町で開催された「西多摩農業委員会連合会総会」に私と事務局長が出席しました。また、4月23日にあきる野市役所別館で開催された「あきる野市農業振興会総会」に私が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は山崎勇委員と橋本敦美委員となります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、橋本和夫委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員13名、推進委員5名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、第1号報告についてですが、本件につきましては、4月1日付けの職員の人事異動に伴うものでございます。それでは、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。それでは1ページ目をご覧ください。第1号報告、職員の解任及び任命について。令和6年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。令和6年4月25日提出、あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

記、解任、事務局長、青木邦彰、事務局次長、藤島和彦、事務局、森川朋紀。任命、事務局長、松村直人、事務局次長、岩田英明、事務局、森みな美。それでは、4月から農業委員会事務局に任命された3名から、一言ご挨拶させていただきます。

(事務局・自己紹介) **省略**

(事務局次長) 以上3名、今後ともよろしくお願いいたします。また本来であれば、異動した3名からも一言ご挨拶いただくところではございますが、業務の都合上、報告のみとさせていただきます。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。第1号

議案について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、農業委員の辞任について。令和6年4月10日付で申出がされた、農業委員の辞任について同意をする。令和6年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。記、辞任、農業委員、橋本和夫。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局から報告していただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、大変残念なのですが、質問がないようですので、第1号議案の農業委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、辞任について同意することにいたします。続きまして、第2号議案についてですが、ご本人をお呼びしている案件が2件ございますので、そちらから先に審議いたします。また、収受190,197は関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和6年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受190 朗読)

(第2号議案・収受197 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受190,197について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。報告いたします。4月22日に事務局2名と山崎勇委員、私の4名で現地を確認いたしました。地図は13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑は一体的になっておりますが、2筆に分かれておりまして、収受190と197、それぞれ別々の所有者となっております。現状は低い草、スギナ等がかなりありまして、茂っております。また、栗だと思いますけど、枯れ木が数本残っているというような状況の所でございます。聞くとところによりますと、その場所に栗を栽培する予定と聞いておりますが、ここはちょうど信号の所です、場所としては大変目立つ場所になりますので、きちんとした管理ができれば特に問題はないのかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) この栗は故意に枯らしたのですか？

(事務局) 昔からずっとありますけど、故意に枯らしたのかはちょっと・・・

(議長) そんな太そうもないから、早いうちに枯れちゃったのか・・・

(山崎勇委員) 1本だけは生きているような感じですけど、あとはほとんど枯れちゃってるかな。

(田中委員) もう全然、枯れてます。

(山崎勇委員) この後、本人の説明があるんですよね？

(議長) そうです。お呼びしていますので。

(山崎勇委員) それ、抜根するのかなのか、というのをちょっと気になるので、それを確認しようかなと思っています。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・それでは農地を譲り受ける〇〇〇〇さんに入っていきます。

(〇〇氏ご夫妻 入室)

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しい中ご足労いただき、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画、抱負等ありましたらご説明いただきたいと思います。お願いいたします。

(〇〇氏) はい。はじめまして。〇〇と申します。よろしくお願いします。私は●●●で仕事をしております。生まれも育ちも●●●で、両親は●●と●●が生まれ育った所で、今回●●●という地区で、ずっと空いていたなど、何もしていなかったというイメージがあって、ご相談させてもらって、計画を練っているところでございます。まだちょっと、現地に栗の木が何本か立っているんですけど、全部枯れているような状態で、そこまで、中に入って何で枯れているのかまでは見てはいないのですが、私達も一度栗をやってみたいなど。私達も●●で栗をやる時は急斜面で、すごくやりづらい場所で、斜面が多くて平地な所はほとんどないような場所なので、あそこでちょっとやってみたいというような気持ちがあります。これでもし、こちらを使えるようになれば、下刈りをして、秋に向けて栗を準備したいなという気持ちでおります。以上です。よろしくお願いします。

(議長) ご本人の説明が終わりましたが、何か質問はございますか？

(山崎勇委員) 22日に現地の方を見させていただいたのですが、確かにおっしゃっているように、栗の木が4,5本、まだ生きている物もあるんですけど、あれは抜根予定ですかね？

(〇〇氏) 一応、おそらく、あそこまで枯れた感じだと、1回抜根・・・

(山崎勇委員) 下から切るより、抜根ということかな？

(〇〇氏) はい。抜根を予定しています。

(山崎勇委員) その方がいいですよね？

(〇〇氏) はい。それで、一度草を刈って、現地を1回、土を見たいなと思っています。

(山崎勇委員) それとあと、草刈りの方も、結構あの辺、●●地区という所で面通りなんですよ。ですので、あそこ今まで草がかなり伸びているような状態もあつたらしくて、極力下草の方はこまめに刈っていただければということを願っております。よろしくお願いいたします。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申しますが、どうもご苦労様です。栗をこれからやっていくということなのですが、3～4年経てば結構採れるようになると思うのですが、収穫物についてはどのようにする考えですか？栗のことだから、4～5年経つとかなり、この面積だとかなり採れると思うんですよ。自分のところだけだと余ってしまうような気がするので、その辺ちょっとお考えがあれば、と思いまして。

(〇〇氏) 収穫した量にもよりますが、それなりの物ができれば、直売所等に相談をしたいと考え

ています。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか?・・・よろしいですか?それでは〇〇さん、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) 失礼します。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏ご夫妻 退室)

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいですかね?

(長濱委員) すでに栽培しているようなお話でしたよね?

(議長) そうでしたね。斜面でやっていると。

(嶋崎委員) 今、何をやっているんですたっけ?自営業と書いてあるけど。

(事務局) ●●●さんだと聞いたことがあります。

(嶋崎委員) ●●●さんか。

(事務局) ユンボとかそういうを持っています。

(議長) では、よろしいですかね?

それでは、ないようですので、収受190,197について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受4について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。収受4の説明をさせていただきます。4月22日に事務局2人と長濱委員の4人で現地調査に行っておりまして。地図は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、ここは田んぼなのですが、ここだけひときわ5メートルぐらい高台になっていまして、人工的な山になっております。法面なんかにはビワ、柿、梅だとか、果樹が植わっておりまして、収穫はしていると思います。その山の上の方には細かくいろいろな野菜等を生産しております。私はここをよく通るのですが、本当にまめにここはしょっちゅう手を入れてあります。しかしながら、なかなかきれいな農地とは言えないのですが、全てこの方は機械ではなくて、手作業で一生懸命移植ゴテを持ちながら、好きな草花を植えたりだとか、いろんな野菜を生産されたりだとかしております。その辺が農地として扱っているということは認めざるを得ないのですが、周辺農家との協調性だとかそういうことを申しますと、隣に出ている枝とかは切っているのですが、道路とかその辺には果樹の枝が、ちょっと飛び出しているような状態です。あともうひとつ、ここは田んぼなので水路があります。水路が入っているのですが、そこがやっぱり山になっちゃっているんで、土砂が流れ込んで時々水路を埋めてしまったり、水があふれ出ちゃったりとか、というようなことが年に何回かありますので、その辺をこの方が

注意してやれば、大丈夫かなとは思いますが。この２点を注意していただければ、周辺の農地の所有者との協調性は取れるのかなと、そんな風に思います。先ほども言いましたように、私は時々作業しているところを見るのですが、なかなか、作業しているばかりで、話しかけたり、挨拶をしたことがないような状態で、存在は存じております。説明は以上になります。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) あ、ここは元々田んぼと言うことは、前に多分、土を入れたのかな？

(平野委員) もう、２０～３０年前になるのですが、植木の剪定枝なんかをチップにしますよね。

そのチップの置場みたいになってたんですよ。それが山になってて、そのままになって、この方が購入されて、いろいろな物を植えて、このような現況になっている次第です。だから、人工の山。

(嶋崎委員) じゃあ、土じゃないのか。

(平野委員) うん、まあ、もう堆肥が土になっちゃった・・・

(嶋崎委員) 土に変わったという・・・。あ、そういうことか。

(平野委員) だから、フカフカです。

(嶋崎委員) それは、譲渡人の方が持ってる時の話ですよ？

(議長) これ、仮登記が・・・

(嶋崎委員) ああ、そういうことか。仮登記してあるのか。分かりました。

(事務局) 平成１３年から仮登記が。

(議長) じゃあ、その頃から埋まりだしたのかな？

(平野委員) いや、もうね、多分その前から。

(嶋崎委員) だろうな。そのくらいになると、相当時間がないと、ならないわね。すごいな。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・では質問がありましたら、ご本人にお願いいたします。それでは農地を譲り受ける〇〇〇〇さんに入ってください。

(〇〇氏ご夫妻 入室)

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しい中ご足労いただき、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画とか、抱負がございましたら、説明をしていただきたいのですが、お願いいたします。

(〇〇氏) ●●に住んでおります、〇〇〇〇と申します。出身は●●県●●です。若い時に東京に出て来まして、●●で工場勤めをしておりました。いつも父と母の農業を見て、小さい時から学校の温室は全部自分が手入れするぐらい、園芸好きでした。農業は●●歳の時から始めまして、定年でこちらの所を買えないかと相談したら、売ることだったので、そこで始めたのですが、農業歴は３０年です。こちらの所は２２年になります。でもそれは登記できなかったもので、本登記にならなかったもので、今に至っています。今、植えている物はキャベツ、ジャガイモ、タマネギ、エンドウマメ、イチゴ、あとは果樹です。柿とか、栗。欲張りな物でありとあらゆる物を育てています。それは売ったりとかはしていなくて、知り合いに分けてあげたり、自分達で食べるだけでやっています。

(議長) ご本人の説明が終わりました。何か質問はございますか？

(平野委員) 平野と申します。今日は忙しいところありがとうございます。私はこちらの農地の近くでやっているもので、いつも拝見しております。旦那さんがいつも移植ゴテを持ちながら一生懸命いろいろ植えたりとか、周りに好きな草花を植えているのを拝見してて、一生懸命農業に取り組んでいるということは存じております。その辺は問題ないと思うのですが、やはり周辺との協調と言うか、周りとうまくやっていく上での管理方法もあるのかなと思います。例えば柿とか梅とかヒイラギとか植わってる、その枝が道路に出ていたりとかするのは、多少敷地内で収めた方がいいのかなと思いますし、あと、時々水路が溢れますよね？だからそこはきれいにした方がいいのかなと。この2点は約束していただければと思うのですが・・・。
私からは以上です。

(〇〇氏) 木の方は徐々にやっているのですが、少しずつやりたいと思います。水路の方も近いうちにきれいにしたいと思います。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？

(栗原委員) すみません。お子さんがいらっしゃると思うのですが、現在、お子さんが農作業を手伝われたりとか、また今度、失礼ですけど高齢なので、お子さんが後を継いでしっかりやれるということはあるのでしょうか？そこをちょっとお伺いしたいと思います。

(〇〇氏) 今のところ子供は興味ないみたいなのですが、次女の息子が農業をやったりしているので、いずれ長男も少しやるかも知れないですけど、今はちょっと興味が無いみたいです。

(栗原委員) 分かりました。引き継いでいただいて、しっかり管理していただかなければならないので、そこをちょっと確認させていただきました。よろしくお願いいたします。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？

(堀江職務代理) 農業委員の堀江と言います。先日、水利組合の集金で伺ったのですが、ここ十何年水利組合の会費の方を払っていただいているので、使用に関しては問題ないと思うのですが、先ほど言われたように、木が外側に伸びているのとか、水路がどうしても埋まっちゃったりすると、他の方に迷惑がかかっちゃうので、それだけは、いつでも水がちゃんと流れるようにというのは、気にしていただければ大丈夫だと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？・・・よろしいですか？それでは〇〇さん、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏ご夫妻 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) すみません、1つ。要は、仮登記してるということは、買ってあるということですよね？

(議長) そうですね。もうお金は払っていると。

(嶋崎委員) すでに、何年前か・・・

(事務局) 平成13年から。

(堀江職務代理) 確か、水利組合の方には〇〇さんの名前で登録してあるので、集金にも行ってくと言われてるので、行ってるんですけど、十何年ずっと滞りなく払っているんで、問題ないと言えば、問題ないのですが。

(議長) これからこういう仮登記はいっぱい出てくると思いますよ。

(嶋崎委員) 出てくるよね。

(議長) 仮登記は基本的に農業委員会の許可が出なかったということで、止まっているので。悪い要素はそうはないと思うんですよね。

(嶋崎委員) ここに所有権移転と書いてあるけれども、仮登記はとっくにされてて、ここで正式に登録すると、そういう意味だよね？

(議長) そう。本登記するということですね。

(嶋崎委員) そうなんだよね。

(議長) だから、これから随分出てくるんじゃないかと思いますね。

(嶋崎委員) でしょうね。

(議長) 他によろしいですか？

(平野委員) だから先ほども言うように、その枝の手入れとか、水路をちゃんとしておくということとを約束してくれれば、問題ないのかなと思うんですけど、それがそのまま、ささらほうさらになったりとか、農業委員会に出席して、それを守れなかったとなると・・・

(事務局長) 近いうちに片付けると言っていたので、様子を見て、許可書をうちで持ってて・・・

(平野委員) 何かモーションをおこしてくれれば、こっちもやる気があるんだな、と分かるんですけど。

(議長) では、事務局からも再度お願いをしてもらおうということで、よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受4について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受186について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受186 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受186について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る4月22日に事務局2名と橋本敦美委員の4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

当該地は畑の中ほどに小さなパイプハウスがあり、中には耕運機と草刈り機が置いてありました。その周辺は出入り口のためか草になっていますが、その他は良く耕耘され、一部タラの芽の苗木が15本程度植え付けられておりました。畑への出入り口は狭小のため大変かと思いますが、すぐに作付けは可能な状況でございます。なお、借受人につきましては、令和5年度に農業委員会を通してすでに借入地があり、造園関係の物を植え付けしたい旨の意向とのことでございます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受186について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和6年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。地図につきましては、15ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑の一部につきましては、冬野菜の跡と見られ、草と残渣がありましたが、それ以外についてはきれいに耕作され、引き続き耕作されていると思われます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和6年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。4月22日に山崎健委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

圃場は現在作付けは行われておらず、草が少し伸び始めておりました。その様子から2ヶ月くらい前に草刈りが行われたものと思われます。本件なのですが、主たる従事者の証明ということで、この〇〇〇〇さんは亡くなっておりますが、実は私のご近所でして、〇〇〇〇さんが生前農業に従事していたことは、私も覚えております。よって、この〇〇〇〇さんが主たる従事者であったことは問題ないと思われます。以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・今回、相続してから大分期間が過ぎていますが・・・

(事務局) はい。平成14年に相続があった関係で、亡くなられた〇〇〇〇さんが生前農業に従事していたか、という証明になっています。

(大福委員) 〇〇〇〇さんが農業をやっていた、ということを証明すればいい訳ですよね？

(事務局) そうです。

(議長) あの、以前、何年か前にも、やっぱり相続から10年ぐらい経った案件が来て、その時は、当時農業をやっていたというのが近所で分かったから証明ができたんですけど、その時問題になったのが、これはもう相続してから20年経っているじゃないですか。こんなに経って今更という話が前にもあったんですけど、でも、そんな要件はないので、死亡で亡くなったということで解除できる権利なので、それは永久に消えないということで話はついたんですけど、ちょっと確かに20年というのは長いので、もしかしたら、主たる従事者がどうだったか、分からなくなっちゃう可能性もありますけど。

(事務局) 今回は大福さんがいらっしゃったお陰で証明ができたというところで、もしいらっしゃらなければ難しかったかも知れないです。

(議長) だから、本当はすぐにとった方がいいんですよ。分からなくなっちゃうと証明が出ない可能性もある。特に20年なんて経っちゃうと、かなり・・・大福さんがいらっしゃったから良かったです。他にはよろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1及び、第6号議案、番号8については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第5号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和6年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

引き続き、議案書8ページ目をご覧ください。第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和6年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。議案書10ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号8 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、第5号議案、番号1について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。説明させていただきます。去る22日に事務局2人と私と大福委員の4人で

現地を確認してまいりました。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状ですが、ノラボウが1柵、ハウレンソウが1柵植わっていて、残りが若干草はありましたが、耕作されているようでした。ただ、ノラボウもハウレンソウも時季から言って花が咲くような時季なので、収穫は今はされていないようでした。また、〇〇さんはご存知の方も多いと思いますが、新規就農をあきる野で目指している方ですので、ご審議の程、ひとつよろしく願いいたします。説明は以上です。

(議長) 続きまして、第6号議案、番号8について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明させていただきます。地図は22ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状としましては、耕耘をきれいにされておりまして、いつでも作付けできるような状態あります。〇〇さんに関しては、先ほど山崎健委員からも説明がありましておりでございます。問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員、平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) いいですか？この第5号議案の旧というやつは、これもずっとこれからもある訳ですか？なくなるの？

(大森氏) 令和7年3月までは経過措置があるため、活用することはできます。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、各議案ごとにお謀りいたします。第5号議案、番号1の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、決定することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第6号議案、番号8の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第6号議案、番号1から番号3については関連案件になりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書8ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号1 朗読)

(第6号議案・番号2 朗読)

引き続き、議案書9ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1から番号3について、担当の橋本敦美委員、説明願います。

(橋本敦美委員) はい。４月２２日に本郷委員と事務局２名と私で現地調査に行って来ました。

地図は１８ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑は３ヶ所ありますが、畑の状態はトラクターがかかっている、少し経ったせいかうっすらと草が生えた状態になっていました。畑を借りる方の〇〇〇〇〇〇〇〇さんは、すでに他の畑も借りている方で、今までも問題はなかったもので、こちら問題ないと思いますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本敦美委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号１から番号３の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号４について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書９ページ目をご覧ください。

(第６号議案・番号４ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号４について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。去る２２日に私と平野委員、事務局２名の４名で現地を確認してまいりました。地図は１９ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

こちらの畑は現在、トウモロコシの作付けがもうすでに終わっていて、芽が出て、２０センチぐらいの大きさになっていました。きれいに使われているのが確認できました。〇〇さんはファーマーズセンターの会員でもあり、多くの野菜、今年は特にトウモロコシを多く作付けしているということで、この場所もそのトウモロコシの場所だと思われます。以上です。ご審議願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号４の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号５について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書９ページ目をご覧ください。

(第６号議案・番号５ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちら先ほどと同日、現地を確認してまいりました。地図は20ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現在は良く耕耘されていて、草1つない状態になっておりました。〇〇さんもファーマーズセンターの会員で、良く作物を出荷されています。以上、ご審議願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書9ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。4月22日に山崎健委員、および事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は21ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現在の圃場の状態ですが、はちみつを採取するための菜の花が全面に栽培されています。現在の利用者が4月中にこの菜の花については刈り取り、ハンマーモアだと思うのですが、刈り取っていただけると聞いております。刈り取った後に引き渡しとなれば、あとは今回借り受ける方が耕耘することになるのではないかなと思います。△△-△ですが、縦に細長いのですが、これの北側半分はこの後の案件、番号7の方で借りの形になりまして、今回、□□さんは△△-△の南側の半分になります。□□さんにつきましては、一昨年に認定新規就農者を取得しておりますので、現在直売所に出荷しながら耕作しているのですが、現在●反歩ほどの農地を借りておりまして、安定した農業経営にはもう少し面積を広げてもいいのではないかと思いますので、本件に加えて精力的に営農していただければと思っております。以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号7についてですが、

こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) では、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 10 ページ目をご覧ください。

(第 6 号議案・番号 7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 7 について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。同じく地図は 21 ページで、同じ場所で、4 月 22 日に現地調査に伺いました。

先ほどの△△△の北側になります。現在、先ほどの説明の通り、菜の花の畑になっておりまして、先ほどの畑は南側の道路から入りますが、今回、北側の道路からは少し傾斜地になっております。傾斜になっているのですが、気を付けて作業をしていただければ問題ないかと思えます。借受人の〇〇〇さんですが、今年 2 月にすぐ東側の所に圃場を借りておりますので、近くに圃場がまとまっているというのは、作業効率が良いのではないかと思います。以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) 先ほど、□□さんは、もうちょっと面積を増やしたら経営が安定するんじゃないか、という話があったじゃないですか。何で半分〇〇さんに貸しちゃったんですか？その経緯を知りたいのですが。

(事務局) 元々、皆さんで、貸す前に話し合いをしまして、こちら合計で●, ●●●㎡ぐらいあるので、いきなり増やすとなかなか管理も回らなくなる可能性もあるということで、ちょっと今回は半分ずつにしようということを、話し合いの上で決まりました。

(平野委員) はい、分かりました。

(議長) 〇〇さんも探していたんだよね？

(事務局) そうですね。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号 7 の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号 9 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 10 ページ目をご覧ください。

(第 6 号議案・番号 9 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 9 について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちら 22 日に現地調査に行ってまいりました。地図は 19 ページをご覧ください。

ださい。

（現地案内図 説明）

こちらはサツマを耕作していた跡、収穫後の状態になっていました。まだその後次作の準備はできていないのですが、こちらでも耕作はされています。ご審議願います。

（議長）ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号9の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号10について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書10ページ目をご覧ください。

（第6号議案・番号10 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号10について、担当の平野委員、説明願います。

（平野委員）はい。4月22日に現地調査に行っておりまして。地図は22ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

葉物野菜の出荷の跡がありまして、今はすでに耕耘済みで、いつでも作付けできるような状態であります。〇〇さんはご存知の通り、ファーマーズセンターの会員でもありますし、新規就農者で一生懸命、精力的にやられていますので、何ら問題ないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

（議長）ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号10の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号11, 番号12については関連案件になりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書11ページ目をご覧ください。

（第6号議案・番号11 朗読）

（第6号議案・番号12 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号11, 番号12について、担当の長濱委員、説明願います。

（長濱委員）はい。こちらでも22日の現地調査で確認しております。地図は20ページをお開きください。

（現地案内図 説明）

まず番号１１ですが、こちらの畑は現在カブの定植中という形で、まだ定植し始めたところですね。何冊かは定植されておりましたけれども、これから先、まだ何冊かやっていくんだろうなど見受けられる所でした。きれいに耕作は進められていると思います。番号１２ですが、こちらは現在葉物野菜の収穫後の状態で、除草しかけているような感じでしたが、まだ大きめの残渣が残っている状態ではありましたが、こちらでも耕作は継続されているように思います。両方とも〇〇〇〇さんですが、やはりファーマーズセンターの会員で、かなり一生懸命やられている方です。ご審議の程お願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号１１、番号１２の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号１３について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書１１ページ目をご覧ください。

(第６号議案・番号１３ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号１３について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちら２２日に現地確認を行なって来ました。地図は２３ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの畑はネギの収穫後、耕耘した状態で、まだ残渣が残っていますが、もう一度ぐらい肥料を蒔いてまぜれば次作が始められるのではないかと思います。問題ないと思いますので、ご審議の程お願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号１３の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号１４について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書１１ページ目をご覧ください。

(第６号議案・番号１４ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号１４について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。場所につきましては、１２ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑には一部タマネギが栽培され、残りは良く耕耘され、すでにサツマイモを作るための土盛りがされた所に、マルチが敷かれておりました。〇〇さんにつきましては、更新ということで、特に問題はなかろうかと思いますが、よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号14の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和6年あきる野市農業委員会4月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、5月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時55分